

第四六回

参第四号

旧金鷄勲章年金受給者に関する特別措置法

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、旧金鷄勲章年金受給者のかつて受けていた経済的処遇が失われ、かつ、老齡者については生活能力が低下している状況にかんがみ、その処遇の改善を図るため、特別の措置として一時金を給することに関して定めるものとする。

(一時金の受給権者)

第二条 昭和二十年十二月三十一日において旧金鷄勲章年金令(明治二十七年勅令第七十三号)による年金(同令第三条の規定によるものを除く。)を受ける権利を有していた者で次の各号に掲げるもの(以下「旧年金受給者」という。)には、一時金を給する。

- 一 昭和三十八年四月一日において、六十歳以上の者で日本の国籍を有していたもの
- 二 昭和三十八年四月一日後に六十歳に達した者でその達した時に日本の国籍を有するもの

(一時金の額)

第三条 一時金の額は、七万円とする。

(認定)

第四条 一時金を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、内閣総理大臣が行なう。

(一時金を受けることができない者)

第五条 旧年金受給者で、昭和二十一年一月一日から昭和三十八年三月三十一日(第二条第二号に掲げる者については、その者が六十歳に達した日の前日)までの間に死刑又は無期若しくは三年をこえる懲役若しくは禁錮の刑に処せられたものには、一時金を給しない。

(一時金を受ける権利の受継)

第六条 一時金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給すべき一時金であつて、その者の死亡前に支給していないものがあるときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の一時金の支給を請求することができる。

- 2 前項の場合において、死亡した者がその死亡前に一時金の請求をしていなかったときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の一時金を請求することができる。
- 3 前二項の場合において、同順位の相続人が数人あるときは、その一人のした一時金の請求又はその支給の請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした一時金を受ける権利の認定又はその支給は、全員に対してしたものとみなす。

(異議申立期間)

第七条 一時金に関する処分についての異議申立てに関する行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第四十五条の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算し

て一年以内とする。

- 2 行政不服審査法第四十八条の規定にかかわらず、前項の異議申立てについては、同法第十四条第三項の規定を準用しない。

(時効の中断)

第八条 一時金に関する処分についての異議申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

(時効)

第九条 一時金を受ける権利は、四年間行なわないときは、時効によつて消滅する。

(受給権の保護)

第十条 一時金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(非課税等)

第十一条 一時金については、その支給を受けた金額を標準として、租税その他の公課を課することができない。

- 2 一時金に関する書類には、印紙税を課さない。

(一時金の支給)

第十二条 第二条に規定する一時金の支給に関する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

- 2 郵政大臣は、前項の規定により取り扱う事務を処理する場合において、特に必要があるときは、同項の規定にかかわらず、その事務の一部を政令で定める者に委託して取り扱わせることができる。
- 3 内閣総理大臣は、一時金の支給に必要な資金を郵政大臣の指定する出納官吏及び前項の政令で定める者の指定する者に交付することができる。

(事務の委任)

第十三条 内閣総理大臣は、この法律によりその権限に属する事務の一部を、政令で定めるところにより、都道府県知事又は政令で指定する者に委任することができる。

(政令への委任)

第十四条 この法律に規定するもののほか、一時金の請求、認定及び支給その他この法律の実施のために必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十八年四月一日から適用する。
(一時金の支給の開始時期)
- 2 この法律の規定に基づく一時金は、この法律の施行の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日からその支給を始めるものとする。
(総理府設置法の一部改正)
- 3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 旧金鷄勲章年金受給者に給する一時金に関する^しこと。

第六条第二項中「第二十号」を「第二十一号」に改める。

理 由

旧金鷄勲章年金受給者のかつて受けていた経済的処遇が失われ、かつ、老齡者については生活能力が低下している状況にかんがみ、その処遇の改善を図るため、特別の措置として一時金を給することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、初年度約四億五千万円の見込みである。